



府共第469号-1
平成29年7月5日

全国中小企業団体中央会 御中

内閣府男女共同参画局長



旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた取組に、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、内閣府では、関係各省との連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏が変わった場合であっても、希望する方が、職場等で旧姓を通称として使い続けられるようにするために、「旧姓の通称としての使用の拡大」に向けた取組を進めています。

この取組の一つとして、内閣府では、民間調査機関に委託して、企業及び個人の旧姓使用の状況に関する調査を実施し、本年6月30日に「旧姓使用の状況に関する調査報告書」(※1)を公表しました。本調査結果によると、調査票を回収した4,695社のうち、旧姓使用を認めている企業は49.2% (※2)となっています(別添1)。

旧姓使用については、本年5月25日に、男女共同参画会議において、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第3号(※3)に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣への意見として決定された「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」(別添2)において、「引き続き、旧姓使用の拡大に向けて検討を加速させるべきである」として、政府の取組が求められています。また、これを受けて、本年6月6日に、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定した「女性活躍加速のための重点方針2017」(別添2)では、マイナンバーカード等への旧姓併記の推進や、旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討に加えて、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行うこととされており、政府として、旧姓の通称としての使用の拡大に取り組むこととされています。

つきましては、貴団体におかれましても、政府の取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等への周知に向けた御協力の程よろしくお願ひいたします。

(※1) 「旧姓使用の状況に関する調査報告書」は、男女共同参画局ホームページを参考ください。

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html>

(※2) 「旧姓使用を認めている」と「条件付きで認めている」を合わせた割合。

(※3) 男女共同参画社会基本法（抄）
(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるとときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 (略)